



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

## 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)について

鳥取県内の令和2年における休業4日以上死傷者数は584人、その内死亡者数は8人でした。死傷者について、年齢別に見ると60歳以上が183人と最も多く、全体の31%を占めています。また、60歳以上の死傷者数の推移を見ると平成23年の122人から令和2年は183人と増加しております。

全国的にも高年齢労働者の死傷者数は増加傾向にあり、このような状況を踏まえ「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が策定されました。

働く高年齢労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指した取組みをお願いします。

エイジフレンドリーガイドラインにより事業者及び労働者に求められる事項等は次のとおりです。

### 1 事業者求められる事項

#### (1) 安全衛生管理体制の確立

- ①経営トップによる方針表明と体制整備
  - 企業の経営とトップが高齢者労働災害防止対策に取組む方針を表明します。
  - 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します。
  - 対策について労働者の意見を聴く機会や労使で話し合う機会を設けます。
- ②危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
  - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を決定します。
  - リスクアセスメントの結果を踏まえ、取組事項を決定します。

#### (2) 職場環境の改善

- ①身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
  - 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます。
  - 事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます。
- ②高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
  - 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容案の見直しを検討し、実施します。
  - 事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます。

#### (3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ①健康状況の把握
  - 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期健康診断を確実に実施します。
  - その他、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- ②体力の状況の把握
  - 高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に努めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

○体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します。

#### ③健康や体力の状況に関する情報の取扱い

○健康情報等を取扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。また、労働者の体力の状況の把握に当たって個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続きについて安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

#### (4) 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ①個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
  - 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢に従って徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ②高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
  - 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- ③心身両面にわたる健康保持増進措置
  - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組みに努めます。集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に努めます。
  - 事業場の実情に応じた優先順位をつけて取組みます。

#### (5) 安全衛生教育

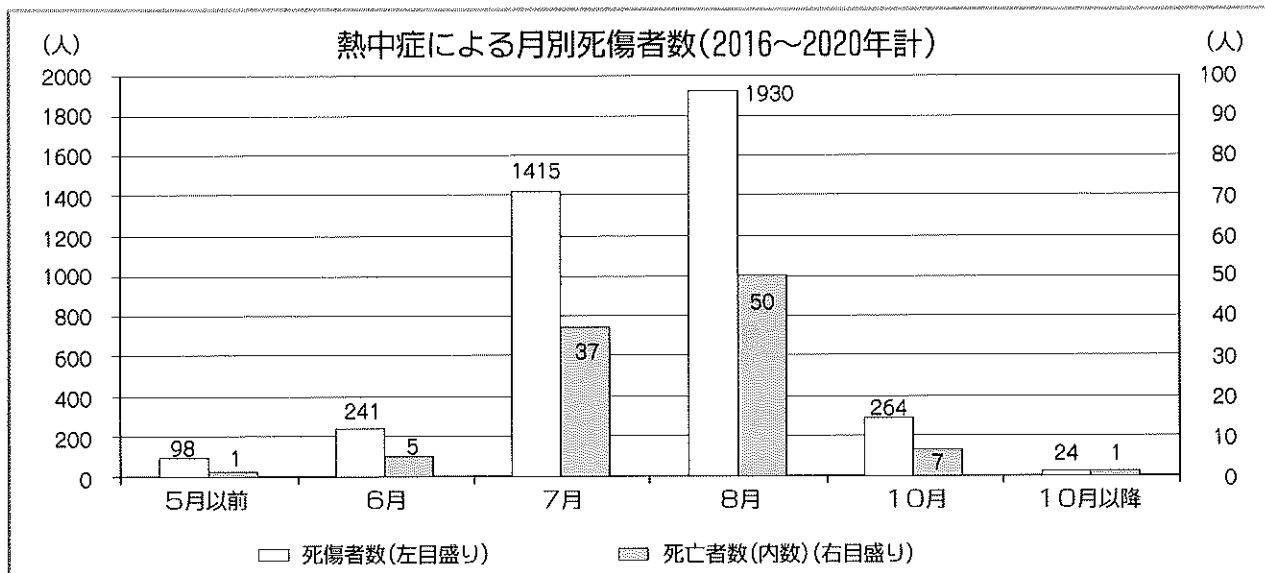
- ①高年齢労働者に対する教育
  - 高年齢対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します。
  - 再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。
- ②管理監督者等に対する教育
  - 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

### 2 労働者に求められる事項

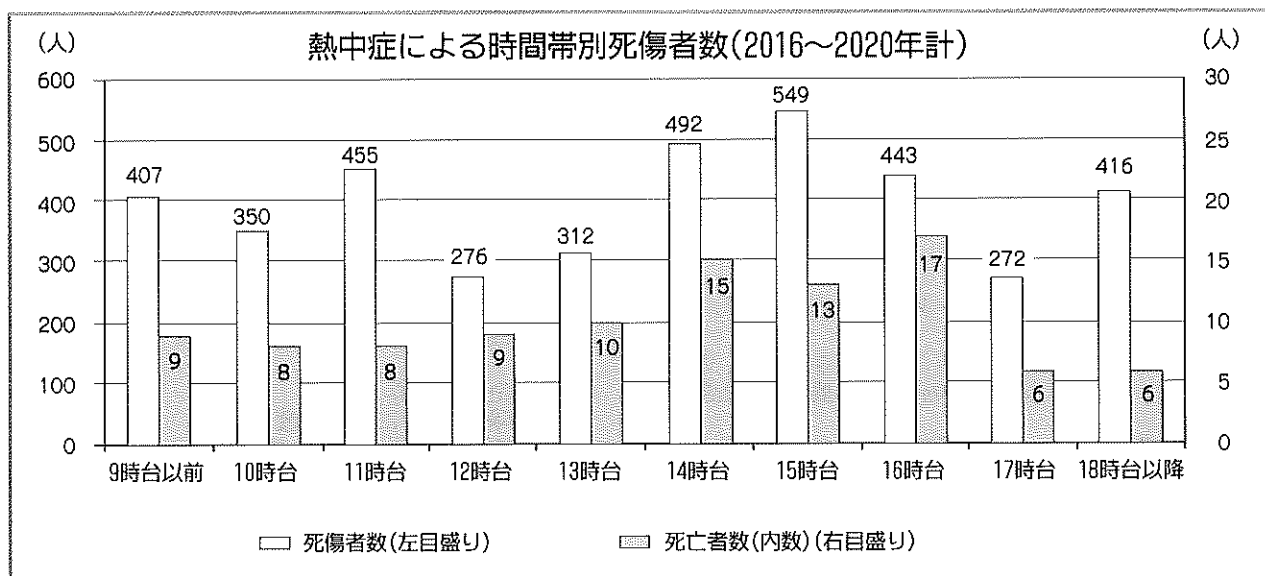
- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます。法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします。
- 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します。
- 日頃からストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎体力の維持に取り組めます。
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます。

# 職場における熱中症の予防対策のため 7月は重点的に取組みを進めましょう!

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策について、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各種の取組を推進しているところですが、職場における熱中症による死傷災害の発生状況を見てみると、死傷者数の多くが7月・8月に集中している状況にあります。



また、同じく時間帯別の死傷者数を見てみると、15時台が最も多く、次いで14時台が多くなっています。

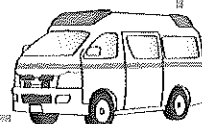


職場における熱中症の発生を予防するため、これから発生の多発時期を迎えるに当たり、下記の事項を重点的に取り組みましょう。

### 重点取組期間 (7月1日～7月31日)



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょ。



# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、次に示す【取組の5つのポイント】が実施できているか確認しましょう。

## 【取組の5つのポイント】

- テレワーク（※1）・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面（※2）』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

★これらの事項を確認し、できている事項にチェック（）をしてみてください。

## ★職場における感染症対策の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773224.pdf>

（※1）テレワークを有効に活用しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/content/000777507.pdf>

（※2）場面1：飲酒を伴う懇親会等 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食 場面3：マスクなしでの会話 場面4：狭い空間での共同生活 場面5：居場所の切り替わり

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認 ②換気の徹底等の作業環境管理 ③職場の実態に応じた作業管理 ④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育 ⑤日々の体調管理等も含めた健康管理 に留意して取組を実施してください。

★具体的な対策を検討する際に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」をご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000777506.pdf>

厚生労働省ホームページに職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料の一覧が掲載されていますので、対策を進める上での参考としてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)

職場における感染症防止対策のお問い合わせ  
「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」

電話：0857-29-1704 受付時間：平日（月～金曜日）  
午前8：30～午後5：15

## 新型コロナウイルス感染症への対応のための 各種助成金制度のご案内

両立支援等助成金制度では、新型コロナウイルス感染症への対応として各種コースを設けております。

ぜひ、ご活用ください。

### 1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上）を設けて取得させた事業主を助成します。

### 2 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業等をした場合、その小学校等に通う子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度（賃金が全額支払われるもの）及び両立支援制度を整備し、特別有給休暇を4時間以上利用させた事業主を助成します。

### 3 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく

介護休業とは別に、特別な有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を助成します。

各コースの支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。

ご相談・お問合わせは、鳥取労働局雇用環境・均等室まで（TEL0857-29-1701）



1 母性健康管理措置による休暇取得支援コース



2, 3 新型コロナウイルス感染症対応特例

## 母性健康管理指導事項連絡カードが改正されます！

男女雇用機会均等法では、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

医師等の指導事項の内容が的確に事業主に伝達されるよう男女雇用機会均等法に基づく指針で「母性健康管理指導事項連絡カード」の様式が定められていますが、令和3年7月1日から、本カードの様式が改正されます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

# 受動喫煙防止対策助成金のご案内

鳥取労働局労働基準部健康安全課

令和2年4月から、改正健康増進法により、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店などでは、原則、屋内での喫煙は禁止となり、必要な技術的基準を満たしたうえで、屋内に喫煙室を設けることが認められています。(労働安全衛生法第68条の2により、事業者は受動喫煙防止対策に努めることとされています。)

このうち、令和2年4月1日時点ですでに営業している、経営規模の小さな飲食店(既存特定飲食提供施設)については、経過措置として、今後、法律が定められるまで、その施設内で喫煙が可能で、喫煙以外の飲食なども認められています。

令和3年度の受動喫煙防止対策助成金は、この「既存特定飲食提供施設」に限定し、喫煙が可能な喫煙室(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室)の設置・補修と、それ以外の屋内を禁煙とする「空間分煙」を行う、下記の事業者を対象としています。

- (注) 喫煙専用室:「紙巻きたばこ」、「加熱式たばこ」の喫煙は可。飲食は不可
- 指定たばこ専用喫煙室:「加熱式たばこ」の喫煙は可。飲食は可。
- 「紙巻きたばこ」の喫煙は不可。

(昨年度は屋外喫煙所が助成対象でしたが、今年度は対象外となりました。)

- 助成対象は、次のすべてに該当する事業者です。
  - (1) 労働者災害補償保険の適用事業者
  - (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業者
  - (3) 措置を講じた区域以外は禁煙とする事業者

業 種		常時雇用する労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

(複数の事業場を保有する事業者の場合、申請対象の事業場だけでなく、企業全体の、主たる業種、資本金と労働者数で判断します。なお、この中小企業事業者に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。)

- 既存特定飲食提供施設とは
  - (1) 令和2年4月1日時点ですでに営業している飲食店

の店舗

(例えば、今年度、新規に営業を開始する事業場は本助成対象となりません。)

- (2) 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下
- (3) 中小企業(資本金の額または出資の総額が5千万円以下)または個人経営

※1つの大規模会社が発行済み株式または出資総額の2分の1以上を有する場合などは対象外となります。

● 大型のチェーン店や新規出店、経営者が変わった場合などは、この特例から除外されます。

- 助成内容、助成対象は、
  - (1) 喫煙専用室の設置・改修(既存特定飲食提供施設に限る。)
  - (2) 指定たばこ専用喫煙室の設置・改修(既存特定飲食提供施設に限る。)

(要件は、出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m/秒以上であること等。)

- 助成率は、その工事費等の2/3。複数の事業をされている事業者で、主たる業種が飲食店以外の場合は1/2。

- 助成金額の上限は100万円。単位面積当たりの助成対象経費上限額は60万円/㎡。


- この助成金を受けるには、工事を実施する前に、労働局に交付申請され、認められる必要があります。今年度の交付申請の期限は令和4年1月31日ですが、予算に達した場合、受付を締め切ることとしています。

- 申請等の流れは、労働局に交付申請書を提出⇒労働局で審査し、助成金交付決定を通知⇒工事の発注・施工・完了、工事代の支払後、実績報告書を労働局に提出⇒労働局で審査、交付額確定を通知⇒支払請求書を労働局に提出⇒労働局で助成金振込⇒助成金を受領となります。


なお、令和4年3月31日までに、事業の完了(工事の完了、費用の全額支払い)・実績報告書の提出がない場合、助成金の支払いができなくなります。

厚生労働省のホームページに、この助成金の内容、手続き、手引き等を掲載していますので、ご確認の上、申請先である鳥取労働局健康安全課(0857-29-1704)にお問い合わせください。


働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務




通勤通勤で  
ゆったりと




オフィスは  
ひるびると

みんなで休暇。夏を楽しみりフレッシュ。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

## 事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

# 免許試験のお知らせ

# テレワークを活用してみませんか

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 令和3年10月16日(土)
- 場所 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 試験の種類
  - ▼ 一級ボイラー技士
  - ▼ 二級ボイラー技士
  - ▼ ボイラー整備士
  - ▼ クレーン・デリック運転士  
(クレーン限定)
  - ▼ 第一種衛生管理者
  - ▼ 第二種衛生管理者

- 受付期間
  - 郵送受付(簡易書留)
    - 8月16日(月)～8月30日(月) 必着
  - 窓口受付
    - 8月17日(火)～8月19日(木)

- 受付及び問い合わせ等
  - 鳥取県労働基準協会 本部 (☎0857-52-7300)
  - 〃 西部支部 (☎0859-34-5876)
  - 〃 中部支部 (☎0858-22-9054)

※ボイラ関係の受付・問い合わせは本部のみで行います。

適切な労務管理下におけるテレワークは、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現を図ることができるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、有効な働き方です。

令和3年3月25日、厚生労働省は、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたガイドライン(テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン)を改定しました。

また、良質なテレワークを新規導入し実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対しテレワークの導入等に要した経費の一部を支給する「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」等の支援も行っています。

厚生労働省委託事業「テレワーク相談センター」(TEL0120-861009)では、テレワークの導入を検討する企業に対する相談対応や情報提供を実施しておりますので、ご利用ください。



左 ガイドラインリーフレットURL  
右 人材確保等支援助成金(テレワークコース)労働省HP URL

# 令和3年度 定期会員総会を開催

令和3年度(一社)鳥取県労働基準協会定期会員総会を6月4日(金)鳥取市末広温泉町の「白兔会館」で開催しました。来賓として、石田鳥取労働局長、高橋労働基準部長のご出席をいただき開催されました。岡田会長のあいさつ、石田鳥取労働局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「令和2年度決算報告承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。

また、第3号議案「役員補充の件」については、監事

の門脇仁史氏(西部支部)の辞任に伴い、監事に山田悟氏(西部支部)が選任され、原案どおり承認可決されました。

続いて、報告事項として(1)令和2年度事業報告の件、(2)令和2年度公益目的支出計画実施報告の件、(3)令和3年度事業計画の件、(4)令和3年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。

なお、令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書は次のとおりです。

令和2年度 収支決算書 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等幹事	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	26,601,319	587,000	27,188,319	56,063,244	454,560	0	4,715,661	61,233,465	12,437,435	100,859,219
経常費用計	28,259,516	10,562,963	38,822,479	49,888,837	660,402	1,376,829	5,269,930	57,195,998	7,490,963	103,509,440
一般正味財産期首残高	17,413,159	△57,315,611	△39,902,452	48,101,559	△766,672	△12,910,026	△1,939,795	32,485,066	194,063,202	186,645,816
一般正味財産期末残高	15,754,962	△67,291,574	△51,536,612	54,275,966	△972,514	△14,286,855	△2,494,064	36,522,533	199,009,674	183,995,595

令和3年度 収支予算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等幹事	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	27,935,000	439,000	28,374,000	57,550,000	450,000	0	4,710,000	62,710,000	11,812,200	102,896,200
経常費用計	28,518,820	12,423,320	40,942,140	50,862,880	719,120	2,377,020	5,481,120	59,440,140	7,775,300	108,157,580
一般正味財産期首残高	15,754,962	△67,291,574	△51,536,612	54,275,966	△972,514	△14,286,855	△2,494,064	36,522,533	199,009,674	183,995,595
一般正味財産期末残高	15,171,142	△79,275,894	△64,104,752	60,963,086	△1,241,634	△16,663,875	△3,265,184	39,792,393	203,046,574	178,734,215

# 東部支部だより

## 令和3年度定期会員会議議案 書面採決結果について

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部は、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として昨年度に引き続き、令和3年度の定期会員会議における議案審議について書面による採決とさせていただきます。5月21日を期限として賛否表明を締め切りました。回答状況は243会員から書面による表明をいただき、無回答による賛成は211会員となりました。集計結果は、すべての議案について全員の賛成をいただき提案のとおり承認されました。皆様にはご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

ご承認議案のうち、令和2年度決算報告、令和3年度予算案について、改めて下記の通り報告いたします。

令和2年度決算書 (経常収益) 単位:円(以下、同じ)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	3,580,000	3,581,500	1,500
事 業 収 入	10,445,000	10,526,228	81,228
雑 収 益	424,100	521,629	97,529
当 期 収 入 計	14,449,100	14,629,357	180,257
前 期 繰 越 金	6,982,009	6,982,009	0
収 益 合 計	21,431,109	21,611,366	180,257

令和2年度決算書 (経常費用)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	14,263,500	13,672,699	-590,801
管 理 費	1,324,500	1,295,748	-28,752
予 備 費	5,843,109	0	-5,843,109
経 常 費 用 計	21,431,109	14,968,447	-6,462,662
収 支 差 額	0	6,642,919	6,642,919

令和3年度予算書 (経常収益)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
会 費 収 入	3,570,000	3,580,000	-10,000
事 業 収 入	10,455,000	10,455,000	10,000
雑 収 益	404,100	424,100	-20,000
当 期 収 入 計	14,429,100	14,449,100	-20,000
前 期 繰 越 金	6,642,919	6,982,009	-339,090
収 益 合 計	21,072,019	21,431,109	-359,090

令和3年度予算書 (経常費用)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
事 業 費	14,448,000	14,263,500	184,500
管 理 費	1,250,000	1,324,500	-74,500
予 備 費	5,374,019	5,843,109	-469,090
経 常 費 用 計	21,072,019	21,431,109	-359,090

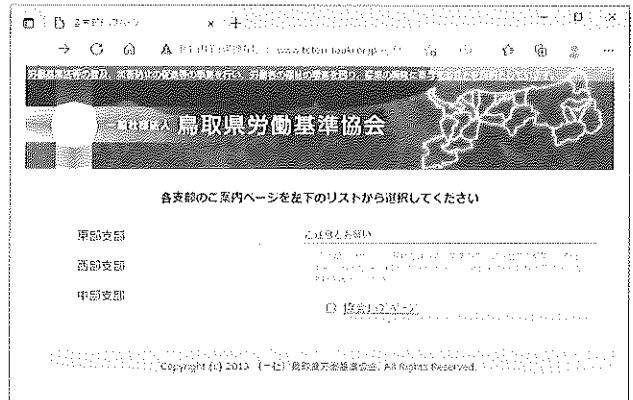
令和3年度も、新型コロナウイルス感染状況を考慮しながらの対応となりますが、ご承認いただいた事業計画に沿って業務を推進してまいりますので、会員の皆様のご支援、ご指導などをいただきますよう、お願いいたします。

## ホームページのご案内

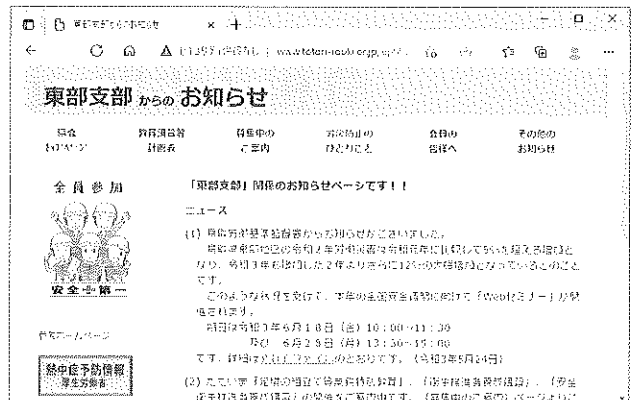
鳥取県労働基準協会のホームページに東部支部を始めとして各支部のお知らせのページを設けています。

時期ごとの行政関係からのお知らせ、会員各位への情報、募集中の講習会のご案内などを行っておりますので、時々ご覧いただきますようお願いいたします。

[http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/31010203\\_kakushibu\\_top.html](http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/31010203_kakushibu_top.html)  
鳥取県労働基準協会 各支部からのお知らせ



上のページから東部支部をクリックしていただくと次のページが開きます。



どうぞよろしくお願いいたします m(\_)\_m

## 能力向上教育のご案内

労働災害防止には、各事業所の安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者、職長、産業医等々の安全衛生スタッフの活躍が欠かせません。そのため、厚生労働省ではこれらスタッフの活動の活性化と業務遂行に資するため、一定期間ごとに「能力向上教育」等の受講機会を確保するよう事業者には労働安全衛生法などで努力義務を課しています。

東部支部ではこれまで、安全管理者、有機溶剤作業主任者、職長等を対象とした能力向上教育を実施してまいりましたが、本年度は10月に「衛生管理者」、11月に「製造業の職長等」を対象とした能力向上教育を開催いたします。

9月初旬には募集のご案内をいたしますので、その際は、該当の事業所におかれましては、是非とも受講いただきますようお願いいたします。

## 災害防止における「上司の役割」

各種の災害防止活動を実際に行うのは、実施事項に一番近いそれぞれの担当者です。ですから、担当者的上司は、担当者に実施事項について具体的指示を行うべきです。実施のために必要な知識付与や、必要な訓練を行うべきです。

でも、「上司」が全てを具体的に指示する能力を有しているとは限りません。その場合は、担当者に意見を求め、具体化のために必要な対応などを相談し、また、担当者に内容の具体化を任せるべきです。その際、大切なのは、担当者の発案や意見について、その内容をしっかり把握し、わからないことは質問し、理解し、そのうえで不足と思う部分の追加を求め、最終的に「上司」の考え方と一致できること、上司が納得できることです。

そして上司として最終責任を持つことを担当者に明確に伝えることです。結果については、指示した「上司」が具体的実施事項に責任を持たなければなりません。

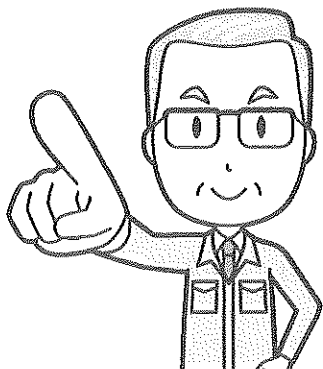
まちがっても、自分が不明なことを不明のまま担当者に指示し、その不明部分に自ら関与することなく担当者の判断に委ねてはなりません。

「上司」の更に「上司」は、同様に、「実際に行われていることを具体的に把握しておく」ことが、その責任となります。より「上位の管理者」は把握すべき具体的内容が広範になります。大変ですが仕方ありません。それがその方の「責任」です。

把握している具体的内容をもとに、安全パトロールなどで、現場担当者的実施事項を適切に確認し、改善すべき点については、「行われていないことを具体的に」指摘するとともに、その背景を把握して、実施を阻害している要因を具体的に排除する方策を検討します。

また、具体的内容が適切に実施されていることを確認できたときは、「良好に実施されている具体的実施事項」を明らかにして組織内で顕彰してください。

それぞれの上司、管理者が実施事項を具体的に把握していることで、経営トップ、管理者、安全責任者の本気度を部下に示すことができますし、部下からは信頼とともに、指摘に対しては部下の素直な反省と不作為の再発を防止する動機づけとなると考えます。



## 西部支部だより

### 安全管理者等安全担当者研修を開催

西部支部では、令和3年6月10日(木)に「安全管理者等安全担当者研修」を開催しました。

米子労働基準監督署安全衛生課田中貢一労働基準監督官より、「第13次労働災害防止推進対策について」、「労働災害の発生状況について」、「第94回全国安全週間について」と題した講演があり、令和2年の休業4日以上死傷者数の49%(288人)が県西部で発生し、転倒、墜落・転落災害が全体の40%を占めていること、50歳代、60歳以上の被災者数が増加しており、死亡者数が8名と前年の二倍となったこと等の説明がありました。

また、令和3年5月末現在の米子労働基準監督署管内の労働災害の発生は97件(昨年同期100件)で、大幅な増加となった昨年同期とほぼ同数の労働災害発生状況になっているとの報告がありました。

後半は、ト部講師から「現場の安全管理」と題して持続可能な安全管理の推進と日常の安全管理としてチームワーク作りの重要性、職場の安全衛生管理・行動としてのコロナ対策について講話がありました。

### 研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日時 令和3年7月13日(火)9時~16時  
令和3年7月14日(水)9時~16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全管理者選任時研修

日時 令和3年7月20日~21日  
7月20日(火)9時~17時  
7月21日(水)9時~12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全衛生推進者養成講習

日時 令和3年8月4日~8月5日  
8月4日(水)9時~17時  
8月5日(木)9時~12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆KYT(危険予知訓練)研修

日時 令和3年8月25日(水)9時~17時  
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和3年9月9日(木)13時30分~17時  
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和3年9月29日(水)9時~17時  
令和3年9月30日(木)9時~17時  
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館



## 中部支部だより

### STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

#### 7月は重点取組期間です

中部支部は、本格的な暑さに先駆けて 5月27日、「熱中症予防労働衛生教育」を開催しました。中部支部でのこの労働衛生教育は初めての開催でした。

さて、高温多湿な場所での作業は、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。炎天下での屋外作業だけに限らず、屋内の作業場でも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。また、新型コロナウイルス感染予防のため、職場でのマスクの着用などの感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底しましょう。

### プレス災害防止協議会 の運営について

令和3年度の中部地区プレス災害防止協議会の定期総会は、昨年度に続き新型コロナ感染症拡大防止のため中止し、書面による報告、審議をお願いしました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から管外事業場の視察は中止とし、次のとおり活動することとしました。

- ①安全衛生関係資料の配付（随時）  
（安全週間・労働衛生週間・ゼロ災55無災害運動等）
- ②プレス機械特定自主検査の実施勸奨（8月～9月）
- ③研修（11月）
- ④各種講習・教育等への参加勸奨（随時）

### 「安全管理者等研修会」を開催

6月18日（金）、安全管理者等安全担当者の方を対象に研修会を開催しました。

研修会では、労働安全衛生コンサルタントで、元日立金属（株）安来工場安全衛生管理部の田中 誠氏を講師に迎え、「安全管理活動～今だから言えること～」と題し、田中氏の長年の安全衛生活動から得た教訓をもとに講演いただきました。引き続き、吉労働基準監督署山中労働基準監督官より「労働災害防止について」の講演いただきました。昨年労働災害の発生状況、熱中症予防、金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられることなどについて説明を受けました。受講された皆様にきっと有意義な研修となったことと思います。

### 令和3年度定期会員会議 議案の承認について

4月13日に開催されました幹事会で、令和3年度の「定期会員会議」の開催について新型コロナウイルス感染状況が厳しいことから、感染拡大防止の取組を最優先事項として、定期会員会議開催に代えて「書面による議案の審議」をお願いすることとなり関係書類を郵送させていただきました。

会員の皆様からの可否表明を取りまとめましたところ、各議案について賛成多数でご承認いただきましたことをご報告します。会員の皆様には、議案の審議にご対応を頂き有難うございました。

令和3年度は、ご承認いただきました事業計画、予算に沿って業務を実施してまいりますのでご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

### 今後の特別教育・研修等の 日程について

中部支部では、9月から10月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。

なお、一部の特別教育につきましては、問い合わせが多数寄せられております。会員の皆様には早めの申し込みをお勧めします。募集開始はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- (1) 自由研削と石取替え等業務特別教育  
9月8日（水）
- (2) 5トン未満クレーン運転業務特別教育（3日間）  
学科 1日目 9月14日（火）  
2日目 9月15日（水）（午前中のみ）  
実技 9月16日（木）（午前又は午後のいずれか）
- (3) 衛生管理者等衛生担当者研修  
9月27日（月）
- (4) 安全管理者選任時研修（2日間）  
10月13日（水）、14日（木）
- (5) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育  
10月25日（月）

### 職長（安全衛生責任者）教育 追加開催します

中部支部では、7月12日、13日に職長等教育を実施しますが、受講の問い合わせが多いことから、追加開催することとしました。日程は次のとおりです。この機会に是非受講下さい。

- 日時 1日目 令和3年7月29日（木） 9：00～17：00
- 2日目 令和3年7月30日（金） 9：00～17：00

※建設業以外の業種は、2日目の15：00で終了  
場所 鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）